（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に、「附則第七条の四第二項」を「附則第七条の四」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第八条第二項第一号、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（交付金事業計画の事業）

第一条の二　法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業

二　農業の生産性の向上に関する事業

三　情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業

四　観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

五　奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業

六　航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業

七　前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業

第二条中「第六条の三第五項」を「第二十二条第五項」に改める。

第八条中「第十七条第三号」を「第五十条第三号」に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。

第九条中「第十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「第十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第二十条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

附則第七項中「附則第八項」を「附則第六項」に改める。

附則第八項中「附則第七項」を「附則第五項」に改める。

附則第十一項中「附則第十一項」を「附則第九項」に改める。

附則第十二項及び別表第三を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第二条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二条中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第十五条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第三条の二（見出しを含む。）中「第十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第五条の見出し中「第十六条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条中「第十六条第二項」を「第四十二条第二項」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第二項の見出し中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同項中「附則第五項」を「附則第三項」に、「第一条各号」を「第三条各号」に改める。

（公営住宅法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

一　公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）附則第七項第六号

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項第五号

三　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）第十五条第三号

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十六号から第百五十七号まで」を「第四十七号から第百五十八号まで」に改め、同条第百五十七号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第百五十八号とし、同条中第百五十六号を第百五十七号とし、第百四十五号から第百五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百四十四号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条中第百四十三号を第百四十四号とし、第百二十七号から第百三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十六号を第百二十七号とし、第百二十五号から第百二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十四号を第百二十五号とし、第百二十三号から第百二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十二号を第百二十三号とし、第百二十一号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十号を第百二十一号とし、第百十九号から第百二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十八号を第百十九号とし、第百十七号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十六号中「第十二号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十七号とし、同条第百十五号中「第十二号、第三十四号又は第三十八号」を「第十三号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十六号とし、同条第百十四号を第百十五号とし、第七十六号から第百十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十五号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十六号とし、同条第七十四号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条中第七十三号を第七十四号とし、第七十二号を第七十三号とし、同条第七十一号中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同号を同条第七十二号とし、同条中第七十号を第七十一号とし、第六十三号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十二号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条中第六十一号を第六十二号とし、第十二号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第九条第二項に規定する交付金